

ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

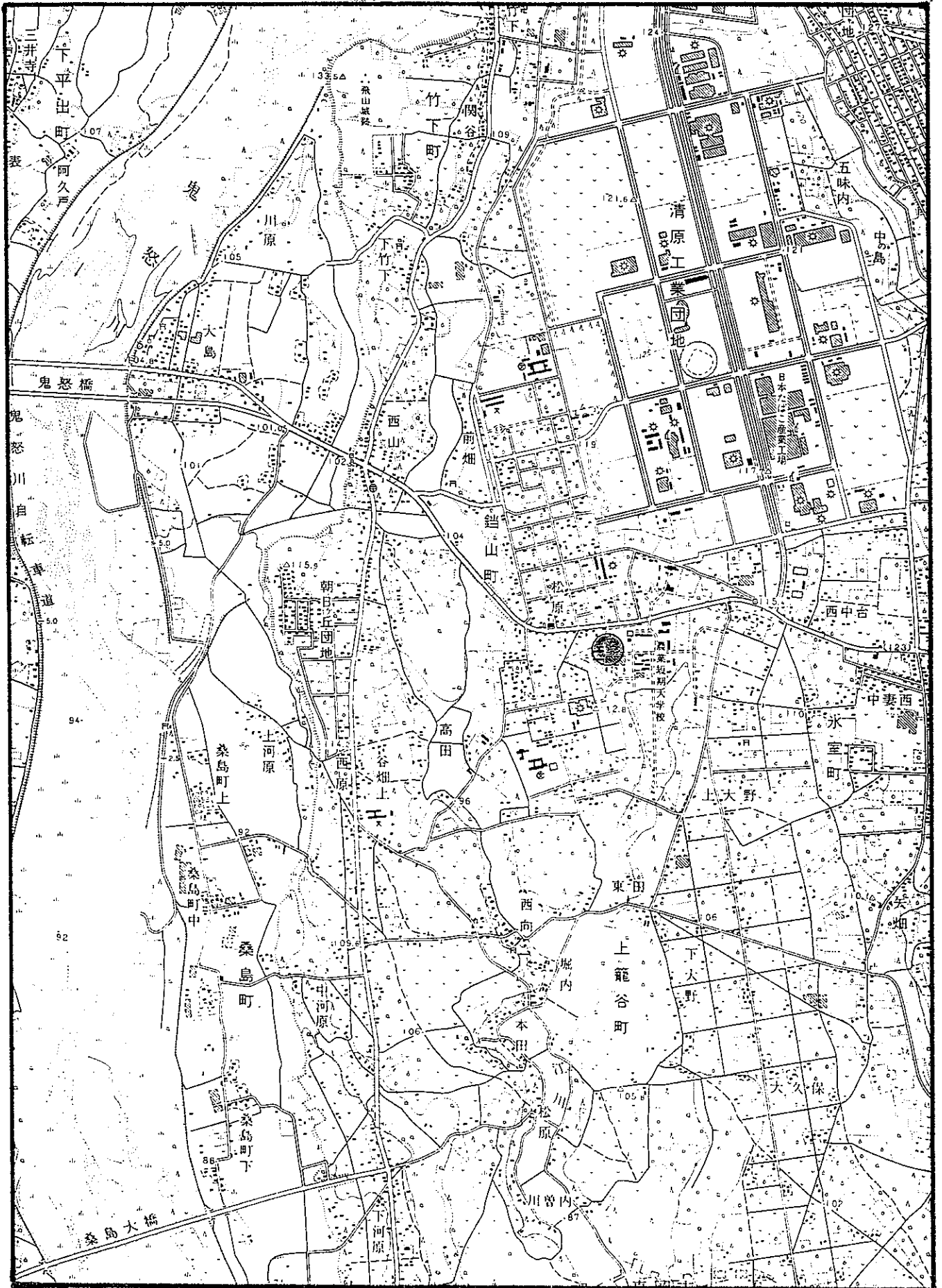
地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

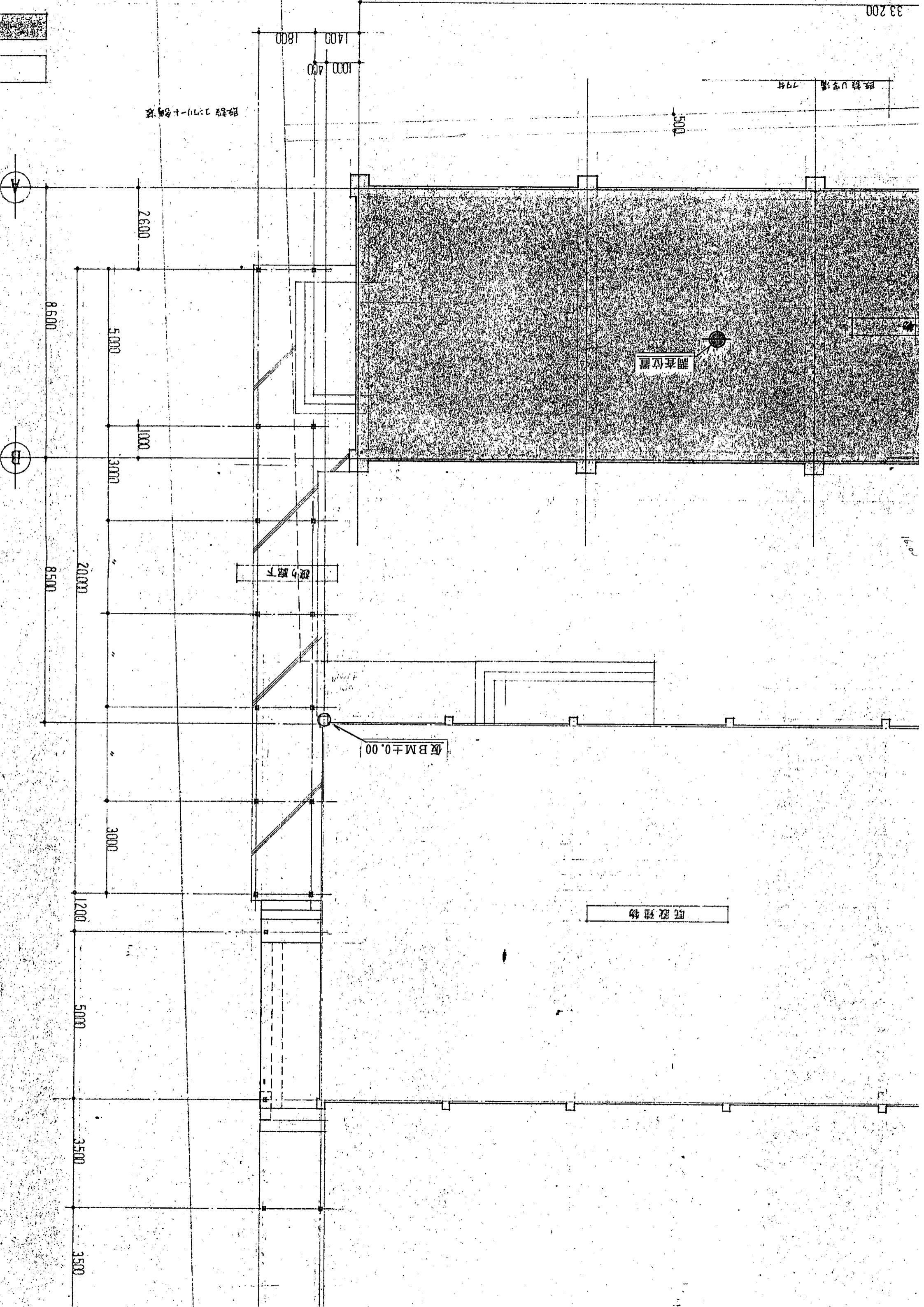
したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご利用ください。

栃木県土木部建築課

調査案内図

1:25,000





既設U字溝 794

500

距離 22711-10 變換

調查位置

減少部

板BM±0.00

既設建物

1800

1400

1000

400

2600

8600

5000

1000

3000

8500

20000

3000

3000

1200

5000

3500

3500

